

LINE 公式アカウント運用代行及び LINE 広告運用代行サービスに関する特則

第 1 条（本特則の位置付け）

- 1 本特則は、株式会社船井総合研究所（以下「当社」といいます。）が提供する、運用型広告に関する利用規約（以下「本規約」といいます。）のお申込者様（以下「お客様」といいます。）のうち LINE 公式アカウント又は LINE 広告に関する運用代行（以下併せて「本サービス」といいます。）にお申し込みをいただく方に適用されます。
- 2 本特則は、本規約の一部を構成し、当該規約の内容が本特則と矛盾している場合は、本特則が優先して適用されます。
- 3 お客様がお申込みいただく本サービスに関し、当社が別途特則を定めた場合、本特則の一部に位置づけられるものとします。

第 2 条（LINE 公式アカウント等の契約）

- 1 本規約第 3 条第 1 項の定めに関わらず、LINE 公式アカウント及び LINE 広告の利用に関する契約（以下「LINE 利用契約」といいます。）に関しては、お客様と LINE ヤフー株式会社との間で直接成立し、お客様の当社に対する本サービスの申込は、当社に対する本サービスの契約の申込であるとともに、当社がお客様に代わって、LYC に対して LINE 公式アカウント及び LINE 広告の利用契約締結の申込みを行う代理権を付与する意思表示であるものとします。
- 2 当社は、LINE ヤフー株式会社より、代理店としてお客様の LINE 利用契約に関連する利用料等を受領する権限を付与されていることを保証します。お客様は、かかる利用料金等を当社に対して支払うことをあらかじめ了承するものとします。

第 3 条（了承事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり以下について了承するものとします。

- ① 当社が、LINE 公式アカウントサービス又はこれに付帯して提供されるサービスのうち、当社が通知するもの（別紙）に限り提供すること。
- ② LINE ヤフー株式会社による LINE 利用契約の締結等のために、当社がお客様に代わって、お客様に関する情報（個人情報を含む場合があります。）を提供すること。
- ③ 当社が代理店としての業務や本サービスの提供のため、お客様に関する情報（商号・住所・代表者・担当者等の情報）、個人情報及びお客様の通信の秘密に関する情報（本サービスのメッセージ通数等）を含みます。）を広告事業者である LINE ヤフー株式会社から提供を受けること。
- ④ お客様が LINE 利用契約に基づく利用料金又は本サービスに関する委託代金支払期限迄に当社が申込書に指定する銀行口座宛に振込送金の方法で支払うことが確認できない場合、又はその他債務の支払を怠った場合は、当社が、お客様の承諾なしに、LINE ヤフー株式会社に

対して、お客様の利用サービス停止の申請、無料プランへの変更申請その他の措置をとることができること。

- ⑤ お客様は、LINE 広告の利用に関し、広告の掲載に必要な画像及びテキスト等（以下「素材等」といいます。）を提供する場合、別途当社が指定する日までに当社に提供すること。ただし、お客様が、LINE ヤフー株式会社に対して直接素材等を提供する場合は、この限りではありません。
- ⑥ お客様は、素材等における権利関係を適切に処理する必要があること。また、LINE ヤフー株式会社による広告掲載を実現するために必要な限度で、必要な地域において、必要な期間、素材等を利用する権利（素材等を複製、翻訳、翻案、改変又は公衆送信する権利及び素材等に関する標章（お客様の登録商標を含みます。）を利用する権利を含みます。）をお客様その他権利者が LINE ヤフー株式外支社に対し許諾すること。

以上

別紙

1. LINE 公式アカウントサービスから除かれるプラン等

2023 年 10 月 1 日時点では、該当するプラン等は存在しない。

2. LINE 公式アカウントサービスに付帯して提供される当社のサービス

2023 年 10 月 1 日時点では、次に掲げるものとする。

- ・ LINE プロモーションスタンプのうち従量課金型 CPD（Cost Per Download）スタンプ
- ・ LINE 通知メッセージ
- ・ LINE チャット Plus
- ・ LINE コール Plus
- ・ オーディエンスマッチ
- ・ LINE ログイン
- ・ Mark-as-Read API
- ・ 認証 Provider
- ・ LINE 公式アカウント スタンプ登録
- ・ ナローキャスト（モバイル広告 ID 指定メッセージ）
- ・ プレミアム ID